

# 幹線市道Ⅱ-3号線道路改良設計業務委託

令和8年4月

日野市道路課

# 標準仕様書

1. 本業務委託の標準仕様については次による。

1) 「東京都建設局測量委託標準仕様書」、「東京都建設局設計委託標準仕様書」による。

2) 仕様書の取り扱い、仕様書の内容について疑義が生じた場合は委託者の指示による。

2. 読みかえ

同仕様中「都」「局」とあるは「日野市役所」と読みかえる。

3. 特記事項

別紙

## 特記仕様書

件名：幹線市道Ⅱ-3号線道路改良設計業務委託

目的：本路線は幅員が狭いことから、歩行者および自転車利用者の安全確保を目的として、道路南側に位置する用水路（開渠）の暗渠化等による道路幅員の拡幅について要望を受けている路線である。本業務は、道路北側のL型側溝の配置、南側水路の暗渠化の構造、範囲および歩車道構成について、複数案の比較検討をすることを目的として予備設計を実施するものである。

委託内容：道路予備設計(B) 0.2km、一般構造物予備設計（箱型函渠） 1箇所

委託範囲：日野市百草 63 番 1 地先～百草 2027 番地先間

委託期間：契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 日まで

### 【一般事項】

#### 1. 適用範囲

本仕様書は、「幹線市道Ⅱ-3号線道路改良設計業務委託」に適用する。

#### 2. 貸与資料

本業務での貸与資料は下記のみとなる。

- ① 測量成果（4級基準点測量、現地測量、路線測量（中心線、縦横断、仮BM））
- ② 境界確定図
- ③ ボーリング柱状図

#### 3. 提出書類

受託者は業務着手届（工程表、管理技術者及び照査技術者届を添付すること）、業務計画書、納品書及び業務完了届を提出すること。

#### 4. 管理技術者及び照査技術者

下記の要件に該当する管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。また、証明書類として経歴書、健康保険証（雇用関係の証明）の写し等を提出すること。

管理技術者及び照査技術者は、下記、いずれかの実務経験を有するものとする。

- ① 学校教育法による大学卒業者にあたっては、建設コンサルタント業務について 10 年以上の実務経験を有するもの。
- ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあたっては、建設コンサルタント業務について 12 年以上の実務経験を有するもの。
- ③ 学校教育法による高等学校卒業者にあたっては、建設コンサルタント業務について 14 年以上の実務経験を有するもの。
- ④ 学校教育法による中学校卒業者にあたっては、建設コンサルタント業務について 17 年以上の実務経験を有するもの。

#### 5. 支払い方法

委託料は、委託完了後に行われる日野市の検査に合格した後、請求に基づき支払うこととす

る。(前払金 30%、残金完了後一括払い)

## 6. 成果品の瑕疵

業務完了後、受託者の過失、疎漏により成果品に瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、速やかに補足・訂正等必要な処置を受託者の負担で行うものとする。

## 7. 損害賠償

受託者は、作業実施中に生じた諸事故に対しての責任を負い、損害賠償等の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。

## 8. 身分証明書・紛争の回避

受託者は、補足測量を実施する場合には身分証明書を常時携帯し、業務にあたらなければならない。

## 9. 疑義

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項については委託者と受託者が協議し委託者の指示に従うものとする。

## 10. 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- 4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

## 11. 環境負荷低減の取組みについて

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について

⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用するこ

と。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

## 1 2. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

## 1 3. 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

## 1 4. 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 1 5. CALS/EC

2001年より国土交通省はCALS/EC（公共事業支援総合情報システム）を推進している。その中で日野市では、CADによる設計図面、しゅん功図面の電子化、記録写真の電子化、及び軽微

な事務連絡の電子メールの利用を推進する。

## 16. TECRIS の登録

受託者は、受注時又は完了時及び変更・訂正時に業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認（署名、押印及び電子メールアドレスの記入）を受けた後に、財団法人日本建設情報総合センターに登録すること。また、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

提出の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 15 日以内とする。
- ② 完了時登録データの提出期限は、完了後 15 日以内とする。
- ③ 業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 15 日以内に変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 17. 設計変更

委託契約書第 17 条から 24 条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「土木設計委託等設計変更ガイドライン」（東京都）によるものとする。

## 18. 再委託

- (1) 受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても順守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、日野市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

## 19. 日野市契約における暴力団等排除措置要綱

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁所轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

## 【業務内容】

### 1. 道路予備設計 (B)

#### (1) 設計条件

- 1) 道路規格：第4種3級
- 2) 設計速度：V=30km/h
- 3) 道路延長：L=0.2km
- 4) 地形条件：市街
- 5) 車線数：1～2車線
- 6) 複断面：無
- 7) 暫定計画：無
- 8) 歩道設計：有
- 9) 道路環境関連施設設計：無
- 10) 特殊法面の設計：無
- 11) 工区ごとの分割：無
- 12) 軟弱地盤の路床入替、在来地盤改良等の設計：無

#### (2) 設計項目

標準仕様書第3章第6節3.6.2「業務内容」に定める項目に対し、追加及び削除する項目は次に示すとおりとする。

- ① 追加項目：無
- ② 削除項目：(11)用地幅杭計画

### 2. 一般構造物予備設計

#### (1) 設計条件

- 1) 構造物の種類：箱型函渠
- 2) 斜角：無
- 3) 設計荷重：T荷重

#### (2) 設計項目

標準仕様書第4章第2節4.2.2「業務内容」に定める項目に対し、追加及び削除する項目は次に示すとおりとする。

- ① 追加項目：無
- ② 削除項目：(8)関係機関との協議資料作成

### 3. 打合せ

本業務の打合せは、初回、中間時3回、納品時の5回を標準とする。ただし、委託者と受託者が別途必要と認めた際には委託者の指示に従うものとする。

### 4. その他特記事項

- (1) 「道路予備設計(B)」および「一般構造物予備設計」の両業務は、相互に整合を図りながら実施すること。
- (2) 設計にあたり、埋設施設の資料調査、その他設計を行う上で必要な資料を収集確認し設計を行うこと。

- (3) 既存の官民境界線内（現道幅員内）に構造物が収まるよう設計すること。
- (4) 「道路予備設計(B)」においては、道路南側の水路暗渠化部分を含めた歩車道の構成、および北側 L 型側溝（現状は官民境界より道路側に設置されている）の官民境界沿いへの移設について検討を行うこと。
- (5) 「一般構造物予備設計」では、貸与資料であるボーリング柱状図を用いて基礎地盤の支力を確認し、T 荷重に耐え得る暗渠の構造形式および基礎形式の比較検討を行うこと。
- (6) 上記(4)の道路計画と(5)の構造設計を組み合わせた比較案（3案程度）について、施工性、経済性等を総合的に評価した比較検討表を作成し、最適案を提案すること。
- (7) 「日野市清流保全一湧水・地下水の回復と河川・用水の保全一に関する条例」第8条において、「市は、用水等を維持保全していくために、用水等の景観の保全及び用水等の開渠化の促進に努めなければならない」と規定されている。これを踏まえ、比較案には全線暗渠化案のほか、車両のすれ違い（退避所確保）に必要な最小限の区間のみを暗渠化する案も含めること。

## 5. 成果品

- (1) 報告書（設計委託標準仕様書による） 1部
- (2) 図面一式 1部
- (3) 上記の電子データ

## 6. 準用する法令等

- (1) 日野市公共測量作業規程
- (2) 日野市受注者提出書類処理基準
- (3) 日野市契約事務規則
- (4) 土木工事標準仕様書（東京都）
- (5) 道路工事設計基準（東京都建設局）
- (6) 標準構造図集（東京都建設局）
- (7) 日野市標準構造図集（日野市）
- (8) その他関係する基準・法令等